答 申

第1 審査会の結論

長崎県知事(以下「実施機関」という。)が、令和4年4月28日付4河第31号で行った公文書不開示決定(以下「本件処分」という。)を取り消し、開示すべきである。

第2 審査請求に至る経過

1 開示請求の内容

2 本件処分の内容

実施機関は、本件開示請求に対し、「県北管内水文観測業務委託報告書(令和3年度分)(以下「本件文書」という。)」を特定し、令和4年4月28日付けで、「請求のあった文書のうち、流量観測及び水位流量曲線作成結果(以下「本件不開示情報」という。)は、現在策定中である河川整備方針の基礎資料として観測又は作成したものであるが、今後、河川整備方針を策定する中で妥当性の検討が必要となる未成熟な情報であることから、これを公にすることによって、県民の誤解や憶測(佐々川の流量が多い又は少ない等)を招き、不当に県民の間に混乱を招くおそれがあるため、条例第7条第5号に該当する」として本件処分を行い、審査請求人に通知した。

なお、当該理由に加え、「また、委託業者担当者の氏名、携帯電話番号、資格 証番号は、個人に関する情報であり、公にすることにより個人の権利利益を害す るおそれがあるため、同条第1号及び第5号に該当する」として、同日付で、当 該個人に関する情報及び本件不開示情報を不開示部分とする部分開示決定を行っ ている。

3 審査請求の経緯

審査請求人は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により、

本件処分を不服として、実施機関に対し令和4年6月6日付けで審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「本件処分を取り消すとの裁決を求める」というものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論書において主張している審査請求の理由は、 おおむね次のとおりである。

- (1) 令和4年4月11日付で二級河川佐々川に関し、県がコンサル会社に業務委託 した流量観測に係る報告書(令和3年度分)の公文書開示請求を行ったが、同 報告書中の本件不開示情報について、本件処分を受けた。
- (2) 処分庁は、開示しない理由を、条例第7条第5号に該当するとしたうえで、「本件不開示情報は、現在策定中である河川整備方針の基礎資料として観測又は作成したものであるが、今後、河川整備方針を策定する中で妥当性の検討が必要となる未成熟な情報であることから、これを公にすることによって、県民の誤解や憶測(佐々川の流量が多い又は少ない等)を招き、不当に県民の間に混乱を招くおそれがあるため」としている。
- (3) 同号の趣旨は、「行政の内部における審議等に関する情報の中には、最終的な意思決定が行われていない検討中の情報が含まれており、開示することにより、県民に無用の誤解や混乱を与えたり、また審議等における率直な意見交換を阻害するなど、公正かつ円滑な意思決定に支障を来す場合があり、これらの情報については、不開示とすることとしたものである。」(『長崎県情報公開条例の解釈及び運用基準』40頁)という。
- (4) 当該「開示しない理由」は、本件不開示情報は「審議、検討等情報」に該当 するというが、同号の趣旨に照らし、以下に述べるとおり「審議、検討等情報」 には該当せず、条例の解釈を誤っており違法である。
 - ア 本件不開示情報は、現在策定中である河川整備方針の基礎資料として観測又は作成したものだとしても、「県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び地方三公社の内部又は相互間」における「審議、検討又は協議に関する情報」でないことは明白である。

そもそも同号該当性が無いにもかかわらず、『解釈及び運用基準』のいう「趣旨」から、都合の良い文言を抽出し、「開示しない理由」を恣意的に作文した

だけに過ぎない。

- イ 本件不開示情報について、「今後、河川整備方針を策定する中で妥当性の検討が必要となる未成熟な情報」というのは、いかにも尤もらしく「妥当性の検討」とか「未成熟な情報」などと煙に巻いているが、業務委託を受けた専門業者が技術の粋を集めた観測結果であり、河川の流量という恣意的な解釈の入り込む余地のない自然的・客観的な情報である。このどこが「未成熟な情報」だというのか。また、何を判断するために「妥当性の検討」を行うというのか。これは単に、処分庁にとって不都合な真実(自然的・客観的な河川の流量)が露見することを恐れるあまり、情報を隠蔽する目的で開示しない下心が透けて見えるではないか。為にする行為である。
- ウ 「県民の間に混乱を招く」に至っては笑止である。「佐々川の流量が多い又は少ない」などと県民が誤解や憶測をして「混乱」すると言うに至っては何をかいわんや。どんな混乱が生じるというのか。笑止かつ滑稽ですらある。

専門業者の観測結果に基づく「自然的・客観的な河川の流量」が県民に明らかになることのどこが、何が、どのように県民に誤解や憶測を招くというのか。 県民を馬鹿にするにも程がある。これまた為にする行為に過ぎない。

佐々川(に限らず河川の流量)に関する観測結果は県民共有の財産(情報)であり、これを県民が知ることには何の問題もない。本件処分という情報の隠蔽こそが大問題ではないか。

- (5) 審査請求人は、本件処分により公文書を速やかに取得する利益を侵害されている。可及的速やかに是正される必要がある。
- (6) 反論書における主張
- ア 本件文書は、「審議、検討に関する情報」に該当しない。また、「最終的な意思決定が行われていない検討中の未成熟な情報」というものではない。いずれの弁明も為にする詭弁である。よって、審査庁は、条例第19条第2項第2号に基づき、裁決で、審査請求の全部を認容し、審査請求に係る公文書の全部を開示するべきである。

イ 条例第7条第5号該当性

- 7) 「審議、検討に関する情報」というからには、「県の機関、国(以下省略)等のそれぞれの内部又はそれぞれの相互間における審議、検討又は協議に関する情報」であることを具体的に弁明する必要があるのに、これが無い。ということは、本件不開示情報が審議、検討に関する情報であるとする説明ができないものと言わざるを得ない。
- イ)条例の解釈及び運用基準に即して言うと、本件不開示情報は、①「行政の内部における審議等に関する情報」ではなく、②「最終的な意思決定が行われていない検討中の情報」でもない。ましてや、③「開示することにより、県民に

無用な誤解や混乱を与えたり、また審議等における率直な意見交換を阻害するなど、公正かつ円滑な意思決定に支障をきたす情報」でもないことは明白である。

本件不開示情報は、業務委託を受けた専門業者が技術の粋を集めた観測結果なのであり、河川の流量という恣意的な解釈の入り込む余地の無い自然的・客観的な情報である。①でも②でも③でもない。

- り)解釈及び運用基準は、審議、検討又は協議に関する情報について、「県の機関、国、独立行政法人等、(中略)及び地方三公社の事務及び事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程においては、企画、意見調整、打ち合わせ、相談等や審議会、研究会等における様々な審議、検討及び協議が行われており、これらの各段階における審議、検討又は協議に関連して作成され、又は取得された情報をいう。」と示している。処分庁は、「本件文書の流量は、観測水位から想定した値であり、今後妥当性の検証を行わない限りは、未成熟な情報である」と弁明するが、「観測水位から想定した値」も「今後妥当性の検証を行わない限りは、未成熟な情報」というのも、解釈及び運用基準が示す「趣旨」及び「解釈及び運用」から、都合の良い文言を抽出しただけの作り事にすぎない。
- エ) 処分庁は、「流量は観測水位から想定した値」というが、「想定した」ではなく、専門業者が専門知を駆使して、観測水位から、その水位に対応する流量に変換したものである。「専門業者による自然的・客観的な観測結果」を「妥当性の検討を行わない限りは未成熟な情報」というのは、処分庁の傲慢に過ぎず、専門業者に対して無礼というものである。

ましてや「流量が多い又は少ない」といって県民が「誤解や憶測」をするとはどういうことを言っているのか。さっぱり理解できない。河川の流量は多い日もあれば少ない日もあるのは当然。ある年の一年を通じて、佐々川のある地点における流量を公式に認められた方法によって専門業者が観測した結果が本件不開示情報を含む観測結果報告書である。水位を測定し、水位から流量に変換した流量を「未成熟な情報」と貶める言い草は許されるものではない。

- t) 佐々川のある地点における流量観測結果はとりもなおさず県民の共有財産 である。直ちに県民に知らしめるべき(公にされるべき)ものである。
- か)審査請求人は、二級河川佐々川の流量に関して、水利権との関係で重大な関心を有しており、長年にわたり素人なりに調査・追及を続けている。これは長崎県及び佐世保市(石木ダムの起業者)が、まったく不要な石木ダム建設を強行する姿勢を崩さないことにある。佐々川の流量に関して、処分庁が不当かつ頑なな態度を崩さず情報を開示しようとしないことの根本にあるのは、佐々川の流量(に関する事実)が公に(広く県民に)知られたくないというのが処分

庁の本音なのである。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張する原処分を妥当とした理由は、弁明書及び口頭説明によれば、おおむね次のとおりである。

1 本件処分について

本件不開示情報は、令和3年度分の県北管内水文観測業務委託報告書における 流量観測及び水位流量曲線作成結果である。

本件文書は、現在策定中である河川整備方針の基礎資料として観測又は作成したものであるが、今後、河川整備方針を策定する中で妥当性の検討が必要となる最終的な意思決定が行われていない未成熟な情報が含まれており、当該情報は、これを公にすることによって、県民の誤解や憶測(佐々川の流量が多い又は少ない等)を招き、不当に県民の間に混乱を招くおそれがあることから、条例第7条第5号に該当し、不開示決定とした。

2 審査請求の趣旨及び理由について

(1) 条例第7条第5条の該当性

本号は、「県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び地方三公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」として、これらの情報について不開示とすることとしたものである。

(2) 審査請求の理由に関する部分に対する意見

審査請求人は、原処分を妥当と判断する理由である「最終的な意思決定が行われていない検討中の未成熟な情報が含まれており、公にすることにより、県民に無用の誤解や混乱を生じさせるおそれがある」に対し、「条例の解釈及び運用基準」の趣旨から都合の良い文言を抽出しただけであり、同号該当性は無く、不開示となった流量については専門業者が観測した自然的・客観的な結果であり、未成熟な情報として県民に誤解や憶測で混乱を生じさせるため不開示とするのは条例の解釈を誤っており、違法であると主張する。

しかし、本件文書の流量は、観測水位から想定した値であり、今後妥当性の 検証を行わない限りは、未成熟な情報であることから、これを公にすることに より県民に誤解や憶測を招くおそれがあると言える。

したがって、審査請求人の主張する理由には当たらないことから、同号に該

当せず、違法とすることは認められない。

(3) 結論

前記(1)で述べたとおり、原処分は、条例第7条第5号に該当するものであり、 また、審査請求人の主張は当たらないことから、原処分は妥当であると判断す る。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分について、条例の趣旨に照らし審査した結果、以下のように判断する。

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、公文書の開示及び情報提供等の推進に関し必要な事項を定めることにより、県の諸活動を説明する県の責務が全うされるようにし、県政に対する理解と信頼を深め、もって県民参加による公正で開かれた県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、公文書の開示請求にあっては、「原則公開」の理念のもとに、条例の解釈及び運用に当たらなければならない。

2 条例の規定について

(1) 条例第7条第3号について

本号本文は、開示請求に係る公文書に、法人その他の団体に関する情報又は 事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるものを不開示と することを定めている。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位そ の他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に 照らして合理的であると認められるもの

ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報は、上記に掲げるものであっても、開示するものと規定している。

(2) 条例第7条第5号について

本号は、県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政 法人及び地方三公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情 報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立 性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は 特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものを不開 示とすることを定めている。

3 本件処分の妥当性について

当審査会において、本件文書を実際に見分し実施機関に確認したところ、次のように判断した。

(1) 本件文書について

ア 本件文書は、県から業務委託を受けたコンサルタント会社が作成した県北 管内水文観測業務委託報告書(令和3年度分)であり、「担当者一覧」並び に「第1章 業務概要」、「第2章 業務内容」及び「第3章 調査結果」 からなっている。

本件不開示情報は、「第3章 調査結果」における「低水位観測結果一覧(全36回)」中「Q=流量(m³)」、「 \sqrt{Q} 」、「A=2断面積(m³)」及び「V=平均流速(m/s)」の各項目の数値並びに「3-3 水位流量曲線作成」中「3H-Q曲線式の作成」の計算式部分2箇所、「 $5H-\sqrt{Q}\cdot H-A\cdot H-V\cdot$ 横断面図の作成」の算出された曲線6箇所(説明部分を含む)及び計算式部分1箇所である。

- イ また、本件処分と同日付けで行われた部分開示決定により、本件文書中委 託業者担当者氏名、資格証番号、携帯電話番号及び写真に写っている現場作 業員の顔の部分(個人が識別できるもの)を不開示としている。
- (2) 当審査会において、実施機関に改めて確認したところ、以下のとおりであった。
 - ア 県北管内水文観測業務委託は、二級河川佐々川において、河川法に基づく 河川整備方針策定のための基礎資料として河川水位を観測しているもので、 河川整備方針とは、河川計画の基本となるものであり、治水、利水、環境の 観点から将来の河川のあるべき姿や整備の方針を定めるものである。

当該委託業務内容については、河川に水位計を設置し、年間を通して水位を計測しており、現地に作業員が出向いて水深と流速を年間 36 回観測し、観測結果を元に流量を算出している。流量の算出方法については、現地で計測した水深と幅によって川を流れる水量の面積を求め、次に、観測した流速を乗じて流量を算出しており、水位と流量の関係性をプロットし近似曲線を求めたものが水位流量曲線になる。流量観測結果としては、現地で計測した結果を元に算定した流量と、水位計で観測した水位から水位流量曲線を用いて、算定した流量となる。

イ 佐々川における水文観測業務は、令和元年度から実施しており、現在3箇

年分しかデータを蓄積していない状況で、今後も観測を継続し精度を高める必要があると考えている。現時点では未成熟な結果であり、この情報を公にすると、佐々川の流量が多い又は少ないなどの誤解や憶測を招き、不当に県民の間に混乱を招く恐れがあると考えている。概ね10年分のデータを蓄積して、本当にこれが佐々川の流況流量に応じているかというのを出して、河川整備方針等で関係部局等の承認を得れば、成熟したデータになるのではないかと考えている。

(3) 本件不開示情報の妥当性について

ア 本件文書は、県が発注した委託業務について受託業者が作成した文書であり、県が作成したものではなく、県の判断は何ら入っていないものである。また、観測結果という事実が記載されたものであり、これはこれで完結していると評価することができる。そうであれば、本件不開示情報について、現時点においては未成熟な情報であるとする実施機関の主張を認めることは困難と言わざるを得ない。よって、本件不開示情報は、条例第7条第5号には該当しないと思料する。

なお、本件不開示情報の中には、曲線を算出するための計算式が3箇所あるが、実施機関によると、当該計算式については、受託業者が独自に編み出したものではないとのことであった。そうすると、当該計算式については、公にすることにより、当該業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは認められず、同条第3号の不開示情報には該当しないと思料する。

イ 以上のことから、本件不開示情報については、開示することが相当である。 ウ なお、本件文書に記載されている個人識別情報については、本件審査請求 の対象にはなっていないが、不開示とすべきであると思料する。また、公文 書開示請求制度は、何人に対しても等しく開示請求権を認めるものであり、 開示請求者が何人であるかによって、または開示請求者が開示請求に係る公 文書に記録されている情報について利害関係を有しているかなどの個別的事 情によって、当該公文書の開示、不開示の判断が変わるものではないことに も留意願いたい。

4 結論

以上のことから、前記「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の審査経過

年月日	審 査 経 過
令和4年8月25日	・実施機関から諮問書を受理
令和4年11月15日	・審査会(審査)
令和 4 年12月16日	・審査会(実施機関聴取及び審査)
令和5年1月24日	・審査会(審査)
令和5年2月6日	・答申

答申に関与した長崎県情報公開審査会委員

氏 名	役職	備考
佐藤烈	長崎新聞社取締役経営企画室長	
塩 飽 昂 志	弁護士	
朝長真生子	司法書士	
久部 香名子	司法書士	
藤野美保	長崎行政監視行政相談センター 行政相談委員	会長職務代理者
横山均	長崎県立大学地域創造学部教授	会長